平成28年 第11回 教育委員会定例会会議録

平成28年11月8日(火)港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2459号 平成28年第11回定例会

日	時	平成28年11月8日(火)	午前10時00分				0分	開会				
場	所	教育委員会室										
「出席委員」			教		育		長		青	木	康	亚
			委				員		小	島	洋	祐
			委				員		薩	田	知	子
			委				員		澤		孝-	一郎
			委				員		田	谷	克	裕
「説明のため出席した事務局職員」			次				長		益	П	清	美
			庶	務		課	長		佐	藤	雅	志
			教育政策担当課長				果長		Щ	田	康	友
			学	務		課	長		新	井	樹	夫
			学校施設担当課長				果長		奥	津	英-	一郎
			学校整備担当課長				果長		瀧	澤	真	_
			生涯学習推進課長				果長		横	尾	恵理	里子
			図書・文化財課長				果長		山	越	恒	慶
			指	導		室	長		渡	辺	裕	之
Γį	書 言	[記]		庶務課庶務係長					佐	京	良	江
			庶	務 誹	果 原	天務	系係		齊	藤	和	彦

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立運動場・武道場の利用料金について
- 2 港区立運動場・武道場の臨時休場について

日程第2 教育長報告事項

- 1 学校選択希望制集計状況について
- 2 後援名義等の10月分使用承認について

「開会」

〇教育長 おはようございます。ただいまから平成28年第11回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

〇教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、澤委員にお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 港区立運動場・武道場の利用料金について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第86号「港区立運動場・武道場の利用料金について」説明をお願いします。

〇生涯学習推進課長 それでは、議案の第86号でございます「港区立運動場・武道場の利用料金について」、ご説明させていただきます。平成29年4月1日からの港区立の運動場及び武道場の使用料につきましては、8月の教育委員会にお諮りさせていただきまして、その後第3回の港区議会定例会におきまして、運動場の条例、武道場の条例の施設の使用料や附帯設備の使用料、具体的には照明料になりますけれども、その上限額を改定させていただきました。

この運動場と武道場につきましては利用料金制度を導入しているということから、区と指定管理者が協議をいたしまして、区民の方に支払っていただく利用料金を定めることとなってございます。このたび指定管理者から新しい利用料金についての申請がございましたので、次の表のとおり決定させていただきたいと思います。なお新しい利用料金につきましては、条例で改定をさせていただきました施設の使用料、附帯設備使用料の上限額と同額となってございます。

まず(1)運動場の利用料金の一覧表をご覧いただきたいと思います。この表で二重の囲みがしてございます右から2列目の部分が、新しく来年の4月から区民の方にお支払いいただく利用料金となってございます。ちなみに参考ということで、一番右側の列に現在区民の方にお支払いいただいている利用料金を記載してございます。前回ご説明させていただきましたように、激変緩和ということで、1.2倍を上限として料金を改定してございますので、実質的には1.2倍になっているという状況でございます。

また2ページをご覧いただきたいのですけれども、こちらは運動場の照明料金です。こちらにつきましても、新しい料金については右から2列目のところの料金になってございます。照明料につきましては、前回ご説明させていただきましたように、新しい公の施設全て統一の附帯設備の計算式に当てはめまして、基本的に値下がりという形になってございます。

次に(3)としまして、武道場利用料金でございます。こちらにつきましても、激変緩和ということで、現在の料金の1.2倍を上限とした額の新しい利用料金になります。

続いて2ページの2でございますが、減免につきましては、現在規則で規定させていただいているとおりで、変更のところはございません。

3の適用ですけれども、この新しい利用料金については、29年4月1日から適用をさせていた だきます。

4の今後のスケジュールでございますが、この後、区民文教常任委員会、11月中旬の方にお諮りさせていただきまして、その後ホームページ等を使いまして、それから施設の方にもポスター等掲示させていただくということで区民の方に周知し、12月1日号の「広報みなと」にも掲載をさせていただきます。

4月分の抽選の予約申し込みは、平成29年1月5日から開始となります。そして、4月1日から新しい料金の適用開始という形で進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見ございますか。

〇澤委員 今回の審議は、議案ということなので、区で上限を決めて、指定管理者がその上限を見据えて新料金を表のように定めたので、これを教育委員会として承認するかどうかというそういう 位置づけですね。

〇生涯学習推進課長 今回につきましては指定管理者から申請があった金額、実質的には条例で改正した金額と同額になりますが、それについてご了承いただくということでお願いしたいと思います。

○澤委員 細かなことなのですけども、テニスコートの場合、例えば麻布と青山を比較すると利用料金は500円から600円になるということで、これは2割の値上げです。激変緩和で1.2倍に抑えているので、テニスコートの場合は2時間単位なので、実際利用者としては利用料金が1, 200円になります。それに裏面の照明料金を見ると、麻布は500円が300円になって、青山は500円がなんと100円になっているわけですね。

ですから、夏場、麻布の場合には2時間利用すると照明料を入れて1,800円。青山の場合には1,400円になるわけです。

現在、夏場の夜間の利用料金は、照明料を入れると2,000円です。だから、麻布にしても、 青山にしても安くなることは確かですね。

利用者としてはもちろんウェルカムなのですが、その差はなぜかという質問が来たときに、ちゃんと答えられるようになっているのですか。細かな話なのですが、その辺はどういう説明をすることになっているのでしょうか。

〇生涯学習推進課長 確かに同じテニスコートですが、麻布と青山のテニスコートを夜間同じ時間 使った場合、支払う料金が違ってまいります。この根拠は、公の施設の附帯設備の使用料につきましても区で統一の考え方、算式を算出しまして、統一して計算をした結果出た数字となりまして、 実質的には麻布と青山で照明の個数が違っているということでございます。

基本的に1時間当たりの消費電力に照明の個数を掛けて、それで照明の料金というのを算定した

というところがございまして、その違いというところでございますので、今後区民の方々には、どうしてそう違うのですかというご質問もあるかと思いますので、もちろん現場、窓口等で丁寧にご説明させていただくとともに、改定の資料についても少しそのあたりを分かりやすくさせていただいたとで、きちんと周知をしていきたいと思っております。

〇澤委員 そんな詳しくは要らないと思いますが、照明料の経費が違うとか、何か一言あった方が、 区民の方は分かりやすいかなと思います。

- O教育長 よろしいですか。
- **○薩田委員** 今の澤委員の続きになってしまうのですけれども、照明の数で変化があるというのは 分かったのですが、フットサル場の芝浦中央公園が無料でも、芝公園の多目的運動場は200円。 この差は大きな気がしてしまうのですが、そこをちょっと教えていただけたらと思います。なぜ無 料になるのかという。
- **〇生涯学習推進課長** 2ページの照明料金の一覧のところの芝浦中央公園の運動場のフットサル場については、今までは500円かかったのにというところなのですけれども、新しい料金になったときに無料ということでございます。こちらは、区で統一した公の施設の計算式に当てはめましたところ、100円未満という数字になってございます。今回、附帯設備使用料が100円未満になったときは切り捨てるという形で、統一してございますので、無料という形になったということでございます。
- **○薩田委員** そんなに電力って違うものなのですか。こちらは200円ですよね。
- **〇生涯学習推進課長** 今回、附帯設備については**100**円に満たないものについては、区民の方々の分かりやすさという部分を優先させていただくというところもあり、切り捨てるという形で統一しているということがございます。

そのあたりもご質問いただいたときに、ご説明できるようにさせていただきたいと思います。それとあと1点、資料のところで、表の記載の仕方が不十分でしたので、私の方で、口頭で補足をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

1ページをご覧いただきたいのですけれども、(1)の運動場の利用料金の一覧のところでございます。下から二つ目の施設の芝公園多目的運動場でございます。こちらのプールでございますが、このプールのところの利用時間の区分、「2時間」が2つになっております。このうち「2時間」の上の段の方が大人の料金でございまして、下の段が小中学生のお子さんの料金でございます。その下に、さらに1時間超過をした場合の大人、さらに1時間超過をした場合の小中学生ということでございます。申し訳ございませんでした。適宜ご修正いただくということで、補足させていただきます。

- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。
- **〇小島委員** 先程、薩田委員が質問したところを私も質問しようかと思っていたのですが、8月にも説明をいただいたので、ある程度分かっているつもりなのですが、やはりフットサルの芝浦中央公園だけ無料というと、一般利用者が見ると何でここだけ無料になるのか質問が出るところだと思

います。

電気料金の計算方法なのですが、従前、芝浦は、フットサル場は利用料金が500円で、テニスコートが同じ500円ですよね。ところが、新しい料金表によると芝浦は、テニスコートの利用料金が600円で、フットサル場が800円なのですよね。

フットサル場の方が高いということは、単純に見ると多分テニスコート1面よりフットサル場1 面の方が広いのかなという気がするのですが、広いと照明器具の数が少し多いのではないかなと。

そうすると電気料金の計算でテニスコートよりフットサル場の方が計算すると高くなるのではな いかと思うのですが。

- **〇澤委員** だんだん細かくなっているので式を持ってこないと。
- **〇小島委員** どういう式なのでしょうかというのが聞きたいところです。
- **〇生涯学習推進課長** 具体的に算式も細かくご説明させていただきたいと思います。

芝浦中央公園の運動場のテニスコートでございますが、時間単価の消費電力は15円ということで、これはみんな統一で計算してございます。

- **〇小島委員** 細かい数式は結構ですので、照明器具の数の違いで、結局、利用料が決まるということですね。
- **〇生涯学習推進課長** テニスコートは8個、フットサル場が4個ということで計算させていただい てございます。フットサル場はその計算式にあてはめますと、1時間当たりの照明料が60円となってしまい、100円を切るということから、今回、附帯設備利用料については無用になるということでございます。
- **〇小島委員** そうですか。こちらの1面の運動場利用料金を見ると、フットサル場の方が高いから、 面積が大きいので、照明器具が多いはずなのに、何で無料なのかなという質問です。
- **〇生涯学習推進課長** 照明器具の数がテニスコートの半分ですので、計算すると60円になり、100円を切るということから、今回は無料とさせていただいたということです。
- **〇小島委員** 分かりました。多分これを公表すると、なぜ芝浦のフットサル場だけ無料なのかとみんな考えると思うのですね。そのとき、質問が多分細かくなるかもしれないので、そこら辺は説明を詳しくした方がいいかと思います。
- **〇生涯学習推進課長** きちんとできるように、準備して丁寧に対応いたします。
- **○薩田委員** 特に子どもは何で無料という感じになってしまいますね。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第86号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないということですので、議案第86号については、原案どおり可決すること に決定いたしました。

2 港区立運動場・武道場の臨時休場について

- ○教育長 次に、議案第87号「港区立運動場・武道場の臨時休場について」、説明をお願いします。
- **〇生涯学習推進課長** それでは、議案第87号について、「港区立運動場・武道場の臨時休場について」ご説明をさせていただきます。

28年12月29日、12月30日。この2日間につきましては今回こちらの表に、こちらの資料に書かせていただいておりますように、運動場の各種施設、そして氷川の武道場につきましては、臨時休場とさせていただきたいと思います。

区民の方にはホームページ、スポーツ施設等での直接のお知らせ等で、きちんと周知を図らせて いただきたいと考えてございます。

説明は以上となります。

- **〇教育長** ただいまの説明に対しまして、ご質問・ご意見ございますか。
- **〇澤委員** 利用者の便宜を図って年末もあけるということで、一応ルール上は30日まで使えるということになっているわけですが、今回のこの臨時休場というのは、どんな理由なのですか。
- **〇生涯学習推進課長** 本来であれば、利用者のニーズがあるというところで、年末についてもその ご希望に沿って開場すべきところでございますが、特に麻布や青山といった運動場につきまして、 近隣の方々の方にご説明をさせていただきましたときに、やはり年末に運動場を使うことについて、 騒音ですとか照明といったところについて、ご理解をいただくというところが難しいという状況が ございましたので、今回は大変申し訳ございませんが、 臨時休場とさせていただこうと考えてございます。

ただ今後については、少しずつご理解をいただけるように、丁寧に重ねてご説明をさせていただきニーズにも応えられるように取り組んでいきたいと考えてございます。

- **○澤委員** それに関連して。利用者の立場と近隣の方は違いますね。勤めている人は、なかなか平日は利用できないけれども、年末等ならば利用できるということで、結構ニーズがあるのではないかなと思います。ただ休場の理由が近隣の方のご理解を得ることができていないということになると、近隣の方のご意見も、場所によって違うのではないでしょうか。地域の差というのは当然あるわけですね。
- **〇生涯学習推進長** やはり運動場の立地の条件もそれぞれ違います。近隣の一般の住宅とかなり近く設置されているところと、近隣に家などが余りないところ等ございますので、今後近隣のご理解を得なければ開場できないところではないところについては、まず開場していくということをしていきたいと思っておりますし、また近隣の方々というところについても、少しずつご説明を丁寧にさせていただくことで、少しずつでも開場の方向に向かえるように、対応を進めてまいりたいと思っております。
- ○澤委員 なるほど。確かに課長が答えていただいたように、利用できるところはぜひとも29、30日を開放するのが妥当なのかと思います。ただし麻布は使えるのになぜ青山は使えないのかとか、そういうクレームが当然出てくるので、その辺のことも頭に入れておいてください。せっかく

ルールとして年末も開放するということなので、多くの方に利用できるようにしてあげるのがいい と思います。ただ今みたいなこともあり得るので、その辺のことも対応を考えていただいて、どこ かがだめだからあとも全部だめですよというのも、おかしいので。

利用者の便宜を図る方向で、一つよろしくご対応していただければと思います。

- **〇小島委員** 直接関係ないのかもしれませんが、今、澤委員のおっしゃったことで、やはり近隣住民の意見をよく聞きながら、しかし利用者の便宜を図りながらと言った場合に、色々場所によって差が出てくるかもしれませんね。色々うるさい人がいるところは、声が強くて開催・開場できなくて、非常に温厚な人ばかりが住んでいるところは利用できるということになると、それでいいのかなという気がします。民主主義社会というのはなかなか難しく、本当の意味の公平性を保つためには、最終的には行政の公正で合理的な心構えというか、そこら辺の判断を求められるので、これはなかなか難しいですね。
- **○澤委員** 小島委員の言われることもごもっともです。全員が賛成というわけにはなかなかないけれど、民主主義なので、行政としては大多数の人に喜んでいただけるようなことを、決断して、やっていただきたいものです。一部からはクレームが来るかもしれませんが、それは覚悟してやらないと、新しいことは何もやらないのがいいということになってしまうではないですか。
- **〇小島委員** これ29日、30日というこの期間。今、澤委員が言ったように、お勤めの方が休みのときだから、ぜひテニスをやりたい、何やりたいということになると思うのですが、需要としてはどの程度が考えられますか。
- **〇生涯学習推進長** 団体の競技の場合は、その指導者が年末にお休みというところがあるので、団体の活動は利用のニーズは出てきにくいのですが、特にテニスのような場合は、個人で利用されるということもありますので、一番利用が見込まれる麻布や青山、芝浦中央のテニスコートですと、やはり29日、30日、2日間で、500人ぐらいのニーズがあると見込まれます。
- **〇小島委員** そうすると、結構な数ですよね。
- **〇生涯学習推進長** 同じ方が色々な施設に申し込んでいる可能性もありますが、澤委員がおっしゃったように、年末でも使えるのであれば、ぜひプレイしたいという方もいらっしゃると思います。 条例の改正もして、サービスの拡充ということできちんとお諮りさせていただいたところございますので、そういったところをきちんとご説明してご理解していただくように、誠意を持って取り組んでいくというのが我々の務めだと考えてございます。きちんとしっかり対応してまいりたいと思っております。

よろしくお願いします。

〇教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第87号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第87号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

- 1 学校選択希望制集計状況について
- ○教育長 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

「学校選択希望制集計状況について」、説明をお願いします。

〇学務課長 それでは「学校選択希望制集計状況について」ご説明をさせていただきます。

始めに今年度の選択希望のスケジュールでございますけれども、ここには書いてないのですが、 1カ月前です。10月7日に希望票を送付しております。締め切りは昨日の11月7日の17時1 5分でございます。

集計結果の公表は11月18日です。抽選は12月9日、最終的な決定である就学通知の送付は 1月10日でございます。

なおデータ等は未集計の部分がまだ650件程度、4割から5割程度がまだ未集計でございますので、今回の結果はあくまでも中間集計ということでございます。

それでは、資料の表の方をご覧ください。左側の表が平成29年度入学の分でございます。右側が平成28年度でございます。表の上の方が小学校、下の方が中学校でございます。

左の表の「29年度」の図面の上の部分を見ていただけますでしょうか。「*1」という左から2番目の縦の列でございますけれども、「*1」と書いてあるのですけれども、これが学区域内の児童数でございます。入学予定者数ということで学区域内の全ての児童数でございます。これは希望票の未提出者も、従って未提出者も含んでおります。今後この中から私立に行くお子さんもいらっしゃるという数字でございます。

それから「*1」の右側の「*2」の部分ですけれども、これは学区域外からの希望者数でございます。これはあくまでも現在の状況ですので、今後増加します。減少はしないですが、増加はいたします。

それから「計」の部分です。その右側です。「計」の部分が「*1+*2」になっていますけれども、ここの部分、この計の部分で、大まかな傾向が分かります。特に29と28を比較すると、今回の傾向が分かるということでございます。

それでは全体の傾向なのですけれども、左の上の表のまず小学校の計の部分です。「計」の一番下の合計のところ「2, 177」と書いてありますが、こちらをご覧いただけますでしょうか。ここの部分を平成28年と比較すると、右側の方は「1, 983」と書いてありますけれども、プラス194名でございます。

中学校の方ですけれども、やはり同じ合計のところは「1,541」名となっておりまして、昨年と比べて120名の増加でございます。今のところ、これはほぼ予測の範囲内の増加傾向でございます。特に多いということではございません。

次に個別の学校の方をご覧いただきたいと思います。「計」と書いてある先程の縦の欄をご覧ください。まず上から2番目、29年度の上から2番目、芝小学校をご覧いただけますでしょうか。昨年度と比べると38名の増でございます。特に通学区域以外の希望者が増えております。これは芝浦小からの希望数増でございます。このあたりはまだ詳しい集計はしていないのですけども、例えば通学区域外からの希望者数「69」と書いてあると思いますけども、今の段階ではまだ集計はできていないのですけども、大体60ぐらいが芝浦小であったということでございます。

それからその六つ下の白金の丘小学校ですけども、昨年に比べるとプラス3ということで、昨年度とほぼ同じでございます。ご存じのように昨年度、今年度の新入学ですけども、急にちょっと増えていたのですけれども、今回はほぼ同じということで、新設校人気も落ちついたのかと考えております。

それからその三つ下の南山小学校でございますけれども、29年度から国際学級を設置いたしますが、4名の増加ということで、今のところほぼ昨年並みということです。今のところ余り影響はないということかなと思うのですけれども、ただやや増えているということです。今後どうなるかはまだ分かりません。

それから最後に東町小学校でございますけれども、昨年と比べると25名の減ということでございます。こ学区域内の児童数自体が減少しておりますけれども、この結果は今のところはちょっと分からない状況でございます。

それから次に中学校でございます。例年抽選となります三田中学校ですが、昨年と比べるとプラス1名でございます。同じく毎年抽選校となっております高松中学校は、マイナス17名と減少しておりますが、このあたりはほぼ通常の増減の範囲内かなと考えております。

それから、31年度から仮設校舎となる赤坂中学校ですが、昨年と比べるとマイナス13名ということで、やや減少しております。影響は余りなかったのかなと考えております。

今後できるだけ早く集計を終えて、結果をご報告させていただきたいと思っております。 説明の方は簡単でございますけれども、以上でございます。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。
- **○澤委員** よろしいですか。まず一つ確認なのですけども、例えば小学校で一番左側の数字ですね。 「通学区域内の入学予定者数」というのは、これは当然、例えば御成門小学校に、通学区域にいる 来年1年生の子どもたちが何人かいて、その中からほかに行ってしまう人は除いた数ですね。73 というのは。
- **〇学務課長** これは入れた数です。
- **〇澤委員** 入れた数。そうなると、とりあえず現時点で御成門小学校の学区域にいる来年1年生の対象者の全員の数ということですか。
- **〇学務課長** 学区域外に行こうとしている人については含んでおりません。
- **〇小島委員** 今の関連ですが、そうすると右側の「*2」のところの子どもと「*1」の子どもが ダブるということはないのですか。今、学務課長の最後の言葉は聞こえなかったですけれども、澤

委員が言われた。学区域外に希望を出している人は除いてある数ですね。

- **〇学務課長** 除いている数でございます。
- **〇小島委員** では、「*1」は学区域内の児童数から、その区域内で他の学校を申し出た人を除いた ということ。
- ○学務課長 除いておりません。入れた数です。
- ○小島委員 そうすると今度は「*2」のところの数は、こちらの1とダブらないのですか。
- ○澤委員 ダブりますね。
- **〇小島委員** では、「*1」と「*2」を足したのが「計」になるわけでしょう。そうすると児童数が増えてしまいます。ダブって計算していますよね。
- **〇学務課長** 申し訳ございません。先程の芝浦と芝の関係をちょっと私、誤解していまして、これは含んでおりません。
- **○教育長** 「*1」はこういう数字、「*2」はこういう数字というように、それを説明してください。
- **〇学務課長** 「*1」は学区域内の入学予定者数で、そこから学区域外を希望した数を引いたものでございます。説明が悪くて申し訳ございません。
- ○小島委員 学区域外を希望した人数を引いた数ですね。
- ○学務課長 引いた数です。
- ○澤委員 ただし出してない人の数は含めるということですね。
- ○学務課長 はい。
- ○薩田委員 私立へ行く方はまだ分かりませんからね。
- **〇教育長** そのほかご質問はいかがでしょうか。

また次の正式な報告の際にということで、この案件はよろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 後援名義等の10月分使用承認について

○教育長 次に、「後援名義等の10月分使用承認について」です。

この定例報告につきましては配布資料のとおりですので、ご確認いただければと思います。ご質問はございますか。

- **〇澤委員** これは確認なのですけども、この教育委員会の名義を使っていいとか悪いという判断を する責任者は教育長ですか? 次長ですか?
- **〇生涯学習推進課長** 決済としては教育長まで回させていただいて、ご了承いただいております。 区でも共催したり後援したりということで、事業などをバックアップしていくということで認めているかと思います。
- ○澤委員 それで、今日は、教育長が承認していただいたものがここに出ているということですね。
- **〇生涯学習推進課長** ご承認いただいたものの一覧でございます。

- ○薩田委員 これは、10月ではなくて11月の事業ですよね。10月はもう終わっていますが。
- ○小島委員 10月に承認したものですか。
- ○庶務課長 これは10月中に使用承認したものです。事業はそれ以降の開催です。
- **〇生涯学習推進課長** 申し訳ございません。これから開催するものです。
- **〇教育長** これは分かりにくいですね。「10月分」というのは、両方の意味にとれます。
- **〇生涯学習推進課長** 10月にご承認いただいて、今後事業が展開されるということです。
- ○教育長 次回から件名は分かりやすく、誤解のないようにしてください。 ほかにいかがでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。 本日予定している案件は全て終了しました。庶務課長、そのほか何かありますでしょうか。
- **○庶務課長** 特にございません。

「閉会」

〇教育長 なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は、臨時会を11月21日月曜日午前10時から開催いたします。よろしくお願いいたしま す。お疲れさまでした。

(午前10時42分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 澤 孝一郎